

4 基本的な施策

本県の文化芸術の振興を図っていくため、次の事項について主な施策を示します。

<施策体系>

(1) 県民の文化芸術活動の充実

- ア 県民の文化芸術活動の充実
- イ 地域の伝統的な文化芸術の保存、継承、活用
- ウ 芸術家等の育成等に関する支援等
- エ 文化芸術団体の育成等
- オ 子どもの文化芸術活動の充実
- カ 学校教育における文化芸術活動の充実
- キ 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実

(2) 文化資源を活用した地域づくりの推進

- ア 文化芸術に関する交流の推進
- イ 創造的活動等の推進
- ウ 文化資源の活用
- エ 景観の形成

(3) 文化芸術の振興を図るための環境整備

- ア 学校施設、公共的施設の活用等
- イ 県立文化施設の充実
- ウ 情報通信技術の活用
- エ 文化芸術活動に対する支援の促進
- オ 顕彰の実施

(1) 県民の文化芸術活動の充実

ア 県民の文化芸術活動の充実

ゆとりと潤いの実感できる心豊かな県民生活の実現に当たり、県民一人ひとりが等しく、文化芸術を鑑賞し、文化芸術活動に参加し、また自らが文化芸術に関する創造的活動を行うための環境の整備を行うことが必要です。

このため、県民の文化芸術に対する関心や理解を深めるための普及啓発に関する取組みや、県民が文化芸術を鑑賞する機会の充実、また、県民自らが文化芸術活動を行うための機会や情報提供に取り組みます。

【施策の方向】

- 県立文化施設での文化芸術に関する講座・講演会等の開催や、広報誌やホームページなどで文化芸術に関する情報提供を行うことにより、県民の文化芸術に対する関心や理解を深めます。
- 県立文化施設での公演、展覧会などの鑑賞機会の提供や優れた文化芸術の鑑賞機会を提供する文化芸術団体への支援により、県民の鑑賞機会の充実を図ります。
- 県民が文化芸術活動（創作・練習・稽古・発表等）を行う際に利用できる文化施設を整備し、運営するとともに、県民が参加できる展覧会やコンクールなどの開催により、県民自らが行う文化芸術活動を支援します。
- 県内各地で開催される文化芸術の催しや文化芸術団体の活動情報など、県民が文化芸術の鑑賞や活動を行う際に必要とする情報を広報誌やホームページなどで提供します。

【主な施策】

□ 文化芸術に対する関心、理解を深めるための普及啓発

- * 県立文化施設での文化芸術に関する講座、講演会等の開催
- * 広報誌、ホームページによる普及啓発の実施

□ 鑑賞機会の充実

- * 神奈川芸術劇場の整備(※)
- * 県立文化施設での公演事業の実施
- * 県立近代美術館での美術作品の展覧会の開催
- * 県立博物館での文化芸術に関する資料等の展示、展覧会の開催
- * 県立近代文学館での文学資料に関する展示、展覧会の開催
- * 文化芸術団体との連携による鑑賞機会の提供

□ 県民の文化芸術活動や発表機会の支援

- * 県立文化施設での練習・発表等の活動の場の提供
- * 県美術展の開催
- * 文化芸術団体の創作・発表等の活動への助成等による支援
- * 伝統芸能、舞台芸術作品等の公演などへの共催等による支援
- * アマチュア・ミュージシャンなどの発表機会の支援

□ 文化芸術活動に関する情報の提供

- * 文化芸術に関する広報誌の発行
- * ホームページによる公演情報、文化芸術活動のための情報の提供

※ 神奈川芸術劇場の整備

平成22年度のオープンを目指して、横浜の山下町地区に、神奈川芸術劇場の整備を進めています。県民ホールと一体運営する中規模ホールで、ミュージカル、演劇、ダンスなどの舞台芸術作品を創造・発信していくこととしています。

< 目的と役割 >

- 優れた舞台芸術作品の鑑賞機会を県民に提供する
神奈川芸術劇場は、県内に不足している舞台芸術専用の高機能な施設として整備し、優れた舞台芸術作品（ミュージカル、演劇、ダンス等）の鑑賞機会を県民に提供する。
- 本県文化芸術の広域拠点機能を果たす
神奈川芸術劇場は、県民ホールの大ホールと小ホールの機能を補完する中規模ホールとして整備し、県民ホールと一体運営することにより、本県文化芸術の広域拠点機能を果たす役割を担う。また、開港以来の歴史を持つ横浜山下町地区を本県文化芸術の拠点としていく。
- 「3つのつくる」を満たす「創造型劇場」として整備する
 - ア モノを「つくる」—芸術の創造
 - ・ メインホール及び大・中・小スタジオを創造の場・発表の場として活用し、神奈川ならではの舞台芸術作品を創造・発信する。
 - ・ 多くの県民が優れた作品にふれ、県内の舞台芸術に関する関心が高まり、さらに多くの優れた作品を多くの県民が鑑賞する、舞台芸術振興の好循環をつくりだす。
 - ・ 県内外の文化施設とネットワークを構築し、共同制作や巡回公演等に取り組む。
 - イ 人を「つくる」—人材の育成
 - ・ 神奈川芸術劇場の運営組織として舞台技術の部門を置き、芸術劇場で発表等を行う県民の芸術活動を支援するとともに、県内の舞台技術者等の育成を積極的に行う。
 - ・ メインホール及びスタジオで、プロからアマチュアまで幅広い水準の舞台芸術活動が行われ、さまざまな交流が活発に行われるよう配慮し、県内の舞台芸術関係者を育成する。
 - ウ まちを「つくる」—賑わいの創出
 - ・ メインホールでの一流の舞台芸術作品の長期公演、大・中・小スタジオの柔軟な運用によるさまざまな催し、創作活動に伴う人々の交流、NHK横浜放送局との連携などを積極的に行い、多くの人が集う施設となるよう努め、地域の賑わいを創出する。

< 施設の内容 >

- ホール：約1,300人収容、大スタジオ：1室・可動席約220人収容、中スタジオ：1室、小スタジオ：1室

イ 地域の伝統的な文化芸術の保存、継承、活用

地域の自然、歴史、風土によりはぐくまれてきた伝統芸能や有形・無形の文化財などの伝統的な文化芸術は、かけがえのない県民共通の貴重な財産です。

しかし、地域の伝統的な文化芸術の中には、担い手の不足や地域社会の地縁関係の希薄化などにより、近い将来、忘れ去られ、失われてしまう可能性のあるものもあります。

こうした現状にある伝統的な文化芸術については、担い手だけでなく、地域社会全体がその存在意義についての認識を深め、協力し合いながら、これを守り、継承していく必要があります。

このため、地域の伝統的な文化芸術が、将来にわたって地域社会の中で確実に引き継がれていくよう、その保存・継承・活用に取り組みます。

【施策の方向】

- 地域の伝統芸能の大切さについての理解、認識を深めるとともに、後継者の育成につながるよう、市町村と連携しながら伝統芸能の体験・鑑賞機会の提供、発表機会の確保などに取り組みます。
- 文化財の保護を図るため、未指定文化財を調査し、指定等の保護措置を講ずるほか、文化財の活用・保護の普及啓発のため、展覧会や講座などを開催します。

【主な施策】

□ 伝統芸能の普及啓発、鑑賞・発表機会の提供

- * 伝統芸能にかかるワークショップの実施
- * 県立文化施設等での伝統芸能にかかる公演の実施、発表機会の確保
- * 能・狂言等鑑賞教室の開催
- * 文化芸術団体への支援や連携による発表機会の確保
- * 子どもを対象とした民俗芸能フェスティバルの開催

□ 文化財保護の充実等

- * 文化財の指定及び指定文化財に対する助成等の実施
- * 県立博物館での文化財、伝統芸能等に関する資料の収集、保管、展示
- * 県ホームページ等による文化財に関する情報の提供

ウ 芸術家等の育成等に関する支援等

芸術家本人の活動だけではなく、文化芸術に関する企画、制作、普及、研究、文化施設の管理運営など、アートマネジメント(※1)にかかる活動を行う人たちの様々な活動が合わさって、様々な作品や表現を生み出す創造的活動が成り立っています。

私たちは、日々、文化芸術の基盤ともいえる創造的活動により生み出された作品などに触ることにより、潤いのある生活を送ることができます。

このため、創造的活動を担う芸術家(※2)や、芸術家とともに文化芸術を支える活動を行っている人たちについて、その育成にかかる支援や、創作のための環境の整備、創造的活動の成果を発表する機会の確保などに取り組みます。

※1 アートマネジメント：文化芸術の創り手と受け手をつなぐ役割。具体的には、文化施設や文化芸術団体などにおいて、公演・展示等の企画・構成・制作、マーケティング・資金獲得、営業・渉外・広報等に従事する業務や文化芸術を支える活動を行う中間支援組織等において、文化芸術の振興に向けた政策提言や調査研究、人材・資金・情報などの仲介等に従事する業務などが該当します。

※2 芸術家：この計画では、文化芸術にかかる創作活動や公演活動などを通じて、既に第一線で活躍している人たちだけでなく、これから活躍を目指して研さんを積んでいる人たちなども含めて範囲を幅広くとらえています。

【施策の方向】

- 将来の活躍が期待される芸術家等の発掘や育成支援を実施し、また、文化施設で催

される様々な公演事業を支える舞台技術者等の育成に取り組みます。

- 県立文化施設などを活用し、芸術家等が創作・練習・稽古等に利用しやすい仕組みづくりを行うなど、創作のための環境の整備を図ります。
- 芸術家等の創造的活動の成果を発表するための展覧会や公演事業などを開催するとともに、県立文化施設の主催事業などで将来の活躍が期待される芸術家等の積極的な登用を行い、また市町村と連携し、アマチュア・ミュージシャンなどの活動を支援します。

【主な施策】

- 芸術家や文化芸術を支える活動を行う者の育成
 - * 神奈川文化賞・未来賞等による顕彰の実施
 - * 舞台技術者等の文化芸術を支える者の研修等による育成支援
 - * 新進芸術家の育成支援の検討
- 創作のための環境の整備
 - * 県立文化施設の練習・稽古等での活用
 - * 新進芸術家の創作環境支援の検討
- 創造的活動の成果を発表する機会の確保
 - * 県美術展の開催
 - * 文化芸術団体との連携による新進芸術家を起用した演奏会等の開催
 - * 県立文化施設主催事業における新進芸術家の積極的登用
 - * 新進芸術家の発表機会支援の検討
 - * ストリート・ミュージシャン等アマチュア・ミュージシャンなどの発表機会の支援

工 文化芸術団体の育成等

本県では、様々な形態の団体が文化芸術分野で多様な活動を展開しています。

NPO法人などの中には、自ら文化芸術活動を行う団体や文化施設の運営管理を営む団体、子どもたちをはじめとした県民が文化芸術活動に親しむための支援や芸術家と社会とをつなぐ活動を行う団体など、多彩な活動を展開している団体があります。

また、文化芸術の振興を目的として設立された公益法人などは、文化芸術事業の実施主体となって専門性の高い公的サービスを提供するほか、他の文化芸術団体等との連携・協働により、自ら創造的活動を担うなど、文化芸術事業を展開しています。

本県の文化芸術振興を進める上で、こうした文化芸術団体の多様な活動、果たす役割は欠かせないものとなっています。

このため、文化芸術団体の育成や支援に取り組みます。

【施策の方向】

- 文化芸術団体の自主的な活動を支援することにより、文化芸術団体の多様な活動を促進するとともに、文化芸術団体との連携・協働に取り組みます。

【主な施策】

□ 文化芸術団体の育成・支援、連携・協働の推進

- * 文化芸術団体への助成等による支援
- * 文化芸術団体の活動に対する後援
- * 県実施事業等における文化芸術団体との連携・協働の推進
- * 文化芸術団体相互の連携の促進

オ 子どもの文化芸術活動の充実

文化芸術は、精神的な安らぎや生きる喜びを見いだす上で欠かすことのできない重要なものです。とりわけ子どもたちが文化芸術の体験を通して、豊かな人間性や創造性をはぐくむことは、人間形成期に必要とされる貴重な経験といえます。

昨今では、子どもたちに文化芸術の体験を通して、他者と共感する心をはぐくみ、自己形成やコミュニケーション能力を伸ばす取組みなども行われるようになっています。こうした取組みが行われるようになった背景には、次代を担う子どもたちが現代の社会を「生きる力」を身に付けていく上で、文化芸術の体験が欠かせないものとの認識が広がっていることがあります。

このため、子どもたちが豊かな人間性や創造性をはぐくむことができるよう、その年代等に適した優れた文化芸術を体験し、創造する機会の提供に取り組みます。

【施策の方向】

- 県立文化施設等で子どもたちが様々な文化芸術を鑑賞する機会を提供します。
- 子どもたちが自ら行う文化芸術活動を支援するとともに、文化芸術を体験する機会の充実を図ります。

【主な施策】

□ 文化芸術の鑑賞機会の提供

- * 県立文化施設での子どもたちを対象とした鑑賞事業の実施
- * 文化芸術団体との連携による子どもたちを対象とした音楽体験事業等の実施
- * 県立近代文学館での児童文学を題材とした展覧会等の実施

□ 文化芸術活動の体験機会の充実

- * 文化芸術団体との連携・協働による子どもたちの文化芸術活動の推進
- * 青少年センター、藤野芸術の家での文化芸術を体験する機会の提供
- * 伝統芸能ワークショップの実施
- * 県立近代文学館での子どもたちが読書に親しむための事業の実施
- * 子どもを対象とした民俗芸能フェスティバルの開催

カ 学校教育における文化芸術活動の充実

子どもたちが文化芸術に触れる機会を確保する上で、子どもたちが多くの時間を過ごす学校の果たす役割は非常に重要といえます。

このため、学校教育の授業やその他の活動の中で、文化芸術に触れる機会をできるだけ作り出していくことや、芸術家等や文化芸術団体が学校教育の中で行う文化芸術活動に対して、必要な協力を行えるよう取り組みます。

【施策の方向】

- 小中学校などの学校教育における文化芸術に関する体験学習などの充実を図るとともに、芸術家等や文化芸術団体が学校教育の中で行う文化芸術活動に必要な協力や支援を実施します。

【主な施策】

□ 文化芸術に関する体験学習等の充実

- * 文化芸術団体との連携による音楽体験事業等の実施
- * 能・狂言等鑑賞教室の開催
- * 本物の舞台芸術体験事業（文化庁事業）の県内での展開
- * 学校への芸術家等派遣事業（文化庁事業）の県内での展開
- * 伝統文化こども教室事業（文化庁事業）の県内での展開
- * 高校文化部活動の充実・支援の実施
- * 県高等学校総合文化祭の開催
- * 県立高校における文化芸術にかかる科目等の充実及び文化芸術の発展に寄与する人材の育成
- * 伝統音楽に関する指導者ワークショップの実施
- * 芸術家等や文化芸術団体と連携した教育の実施
- * 学校と文化施設との連携の推進

キ 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実

高齢者、障害者、子育て中の保護者などは、文化芸術を鑑賞したり、自ら文化芸術活動を行う上で支援を必要とする場合があります。

このため、高齢者、障害者、子育て中の保護者などが、文化芸術に親しみ、自主的に文化芸術活動を楽しむための環境の整備に取り組みます。

【施策の方向】

- 高齢者、障害者、子育て中の保護者などが、文化芸術に親しみ自ら文化芸術活動を楽しめるよう、文化芸術団体と協力しながら、文化芸術の鑑賞機会の提供や自らが文化芸術活動を楽しむための取組みを推進するとともに、文化施設のバリアフリー化や利用サービスの向上に努めます。

【主な施策】

□ 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実

- * 美術展など高齢者を対象とした文化芸術事業の実施
- * 県立施設における文化芸術活動の場の提供などによる障害者の自主的な活動の支援

- * 特別支援学校、障害者施設、高齢者施設等での文化芸術団体による公演の実施
- * 県立文化施設のバリアフリー化の推進
- * 県立文化施設での託児サービス等の実施

(2) 文化資源を活用した地域づくりの推進

ア 文化芸術に関する交流の推進

文化芸術は、人と人、地域間、国内外の相互理解を深める上で重要な役割を果たしてきました。

言葉や習慣が違っていたとしても、優れた音楽や美術などの芸術作品は、こうした文化的な違いを超えて、鑑賞者に共通の感動をもたらします。

また、それぞれの地域、国などの地理的・歴史的な背景を下に形成された文化芸術の多様性について理解を深めることは、地域間、国際間の眞の相互理解を進める上で不可欠な要素といえます。

このため、文化芸術に関する地域間交流、国際交流、多文化理解に取り組みます。

【施策の方向】

- 国民文化祭等への参加や他県との交流事業の実施などにより、文化芸術の地域間交流を推進します。
- 文化芸術を介した国際交流事業の実施や県立文化施設での海外の作品の鑑賞機会の提供などにより、国際交流や海外の文化芸術に対する理解を深める取組みを推進します。
- 各国の文化を紹介し、外国籍県民との交流を図る催しや講座を実施するなど、多文化理解を推進します。

【主な施策】

□ 地域間交流の推進

- * 他県との文化芸術を介した交流の推進
- * 国民文化祭への県内文化芸術団体の参加促進
- * 全国高等学校総合文化祭への参加
- * 県高等学校総合文化祭の開催

□ 国際交流の推進

- * 國際児童画展の開催
- * 海外の友好交流都市等との文化芸術を介した交流事業の実施
- * 海外の最高水準の舞台芸術作品の県立文化施設での公演や展覧会の実施

□ 多文化理解の推進

- * 「あーすフェスタかながわ」など多文化理解や交流を推進するための事業の実施
- * 地球市民かながわプラザ等での多文化理解を推進するための講座等の実施
- * 湘南国際村における国際人材育成等に関する事業の実施

イ 創造的活動等の推進

文化芸術に関する創造的活動は、こうした活動を行う人やその成果を鑑賞する人に生きる喜びや心の豊かさをもたらすだけでなく、地域のにぎわいや経済活動などにも大きく寄与する可能性があります。

このため、地域の魅力を高め、県民生活に潤いをもたらす創造的活動やこれを国内外に発信する活動が推進されるための環境の整備に取り組みます。

【施策の方向】

- 県立文化施設の活用や文化芸術団体との連携により、新しい文化芸術の創造的活動を推進するとともに、これらを国内外に発信する取組みを実施します。

【主な施策】

□ 創造的活動の推進と発信

- * 県立文化施設における新たな舞台芸術作品等の創造・発信
- * 文化芸術団体・芸術系大学等との連携による先駆的で発信性の高い文化芸術の創造
- * 新進芸術家等への支援の検討

ウ 文化資源の活用

地域には、歴史的な建造物やまちなみ、伝統的な行事や祭りなど様々な文化資源が存在していますが、昨今、文化芸術の振興方策の一つとして、これらの地域固有の文化資源を発掘し、地域の活性化に活用していくとする取組みが進められています。

これらの文化資源は、文化芸術活動の担い手の創作意欲を刺激し、創造的活動を生み出す力を持っています。

また、こうした取組みは、身近な文化資源の価値を再認識、再評価することにつながり、改めて地域の魅力を再確認する機会になるとともに、観光振興などと結び付けることにより、経済的価値を生み出すものにもなりえます。

このため、文化資源を活用した地域の活性化を図るため、文化資源に関する情報の収集や発信、また、文化資源の観光振興等への活用に取り組みます。

【施策の方向】

- 県内の文化資源の発掘に努め、その具体的な活用方策を検討します。また、地域の活性化等に活用可能な文化資源については、市町村、文化芸術団体、芸術家、企業などとの連携により有効活用に努めるとともに、その魅力を広くPRするための情報発信に取り組みます。

【主な施策】

□ 文化資源を活用した地域の活性化

- * 相模湾沿岸をはじめとした地域に残る近代建造物と邸園（※1）を保全・活用した地域づくりの推進
- * 県西地域の豊かな自然環境や歴史的・文化的遺産などを活用した花と水の交流圏

づくり(※2)等の推進

- * 鎌倉の世界文化遺産登録の推進
- * 地域に伝承されてきた文化等の発掘・発信・体験の促進
- * 県立文化施設の地域のにぎわい創出等への活用
- * ホームページ等による、県内の伝統的な行事や祭りの開催など文化資源に関する地域情報の発信
- * 地域の產品の普及、伝統的工芸品の製品フェア開催など文化資源の普及、育成
- * フィルムコミッショング活動支援事業の推進

※1 邸園：相模湾沿岸及び箱根地域は、明治期から政財界人・文化人が邸宅と庭園を構え、別荘地・保養地として発展したが、この地域の文化をはぐくんできた歴史的な邸宅と庭園について、邸宅の邸の字と庭園の園の字を合わせて邸園と名付けたもの。

※2 花と水の交流圏づくり：花と水をキーワードとした、既存の名所や新しい観光・交流スポット等の整備とこれら地域情報のホームページ等による発信。

工 景観の形成

本県では、良好な景観の形成に関して、平成18年に神奈川県景観条例を施行するとともに、この条例に基づき、平成19年には、景観づくりに関する基本方針を策定し、良好な景観づくりに取り組んでいます。

景観条例では、景観づくりに関して「将来の県民に継承できるように、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配慮」することが定められています。

また、良好な景観は「地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成」されるものであることを基本理念に位置付けています。

このため、美しく風格のある景観は、文化の基盤ともいえることから、良好な自然景観や歴史的景観、調和のとれた都市景観の形成に取り組みます。

【施策の方向】

- 県内各地の自然景観、歴史的景観、都市景観などの良好な景観の形成に当たっては、文化的諸条件などに配慮し、魅力ある景観づくりに取り組みます。

【主な施策】

□ 良好的景観の形成

- * 「神奈川景観づくり基本方針」に基づく魅力ある景観づくりの推進
- * 文化財保護法に基づく重要文化的景観の選定に係る検討
- * 歴史まちづくり法等に基づく関連文化財所在市町村への助言

(3) 文化芸術の振興を図るための環境整備

ア 学校施設、公共的施設の活用等

平成20年度の「県民ニーズ調査」の結果によれば、「文化芸術活動を行う際に、不満や不便を感じている事項」について、「練習や稽古をする適当な場所がない」と答えた人は20.2%、「展示や発表をする適当な場所がない」と答えた人は12.9%ありました。

また、文化芸術の振興に当たって、県に求める取組みとして「練習や稽古など日常的な文化芸術活動ができる施設の整備」と回答した人が22.4%ありました。

このため、こうした文化芸術活動の場の充実に関する県民のニーズに応えるため、既存の文化施設を利用しやすくするなどのサービスの改善を図っていくとともに、地域の身近な拠点ともなっている学校や公共的施設の活用に取り組みます。

【施策の方向】

- 学校開放などの取組みにより、空き教室や休日等の学校施設を県民の文化芸術活動のために利用できるよう努めます。また、文化施設以外の庁舎などの公共的施設についても、作品の展示などの利用ができるよう取り組みます。

【主な施策】

□ 公共的施設等の活用

- * 学校施設、公共的施設の文化芸術活動の練習、稽古、発表の場としての活用

イ 県立文化施設の充実

劇場、ホール、音楽堂、博物館、美術館などの県立文化施設は、県民の文化芸術活動の拠点となる施設です。昨今、県民の文化芸術活動に対するニーズが多様化、高度化する中、専門的な機能を有した文化施設が求められています。また、既存の文化施設については、老朽化や機能劣化が進んでいることから、時代に対応した機能向上等を図る必要があります。

これまで文化施設は、公演の実施や作品等の展示など文化芸術の鑑賞機会を提供することが主な役割とされてきましたが、昨今、こうした主たる機能に加えて、県民の多様な文化芸術活動やニーズに対応するとともに、文化施設を離れて学校などで実施する活動についても期待されるようになっています。

また、こうした文化施設の運営や活動の実効性を確保するためには、利用者の満足度を高めるためのサービスの提供状況等について、適切な点検を行っていく必要があります。

このため、多様化・高度化する県民ニーズに対応できるよう、県立文化施設の充実を図るとともに、運営についての適切な検証に取り組みます。

【施策の方向】

- 県立文化施設では、文化芸術の鑑賞や活動、交流の場としての機能に加えて、施設の特性に応じて、文化芸術に関する人材の育成や教育普及活動に取り組みます。

- 県立文化施設の機能を最大限に發揮させるため、効果的な事業の実施や効率的な施設運営等について、適切な検証を行います。

【主な施策】

□ 県立文化施設の機能の充実

- * 文化施設の特性に応じた芸術家等の人材育成、教育プログラム、アウトリーチ等の実施
- * 文化施設における参加体験型（ワークショップ）事業の実施
- * 文化施設の整備による施設機能の向上

□ 運営方法の点検等

- * 施設利用者を対象としたアンケート調査の実施
- * 施設運営会議等による施設運営や実施事業の点検・検証
- * 施設運営全般についてのモニタリングの実施

ウ 情報通信技術の活用

昨今では、情報通信技術の急速な普及により、ホームページによる情報の収集や発信、電子メールなどによる情報伝達や各種申請の受付、また、様々な形態の資料のデジタル保存が行われています。

一方で、すべての人がこうした情報通信技術の活用により、情報の入手や検索等が容易にできる状況にまでは至っていません。

このため、すべての人が等しく文化芸術に関する情報の入手等が行えるよう配慮するとともに、利便性の向上等を図る観点などから、文化芸術の振興に情報通信技術を活用します。

【施策の方向】

- 文化芸術に関する情報や資料などを容易に入手できるよう、ホームページや電子メールを活用した情報提供を行います。また、県立文化施設が保管・保有する公開資料を容易に利用できるよう、検索や閲覧に情報通信技術を活用するよう取り組みます。
- 県立文化施設の利用手続において、窓口を訪れる負担などを軽減するため、情報通信技術を活用し、自宅から利用予約が可能となるよう、利用者サービスの向上に取り組みます。
- 県立文化施設等に保存・保管されている文化芸術にかかる資料について、デジタル化、データベース化を図り、利用者の利便性を高める取組みを推進します。

【主な施策】

□ 情報の発信

- * ホームページや電子メールを活用した文化芸術情報の提供
- * 保存資料等の検索・閲覧等に関する情報通信技術の活用

□ 利便性の向上

- * 施設利用予約システムの運用

□ 文化芸術にかかる資料、作品、情報等の保存

- * 県立文化施設等における収蔵資料等のデジタル化、データベース化の推進

エ 文化芸術活動に対する支援の促進

県民を主体とした文化芸術活動をこれまで以上に充実させていくためには、様々な主体による文化芸術活動の支援が不可欠です。

昨今では、社会の様々な公的サービスに対して、個人からの寄附を促進するための税制等の措置が、国や地方公共団体の独自の工夫などにより講じられています。

また、企業の中には、CSR (Corporate Social Responsibility 企業の社会的責任)に基づいて、メセナ活動を積極的に行う企業も出てきています。

このため、文化芸術活動に対する個人や企業からの寄附や支援が活発に行われるよう、普及啓発や情報提供に取り組みます。

【施策の方向】

- 文化芸術の振興に寄与する寄附税制等の周知などにより、個人や企業からの寄附や支援が活発に行われるよう取り組みます。

【主な施策】

□ 文化芸術活動に対する個人や企業等からの寄附や支援の促進

- * 寄附税制等に関する周知
- * 文化芸術団体への寄附の促進
- * メセナ企業等に関する情報の提供
- * メセナ企業と芸術家とを結び付ける方策の検討

オ 顕彰の実施

文化芸術活動で顕著な成果を収めた人や団体の功績をたたえ、感謝することは、文化芸術の振興を図る上で重要なことといえます。

このため、文化芸術活動に係る顕彰を実施します。

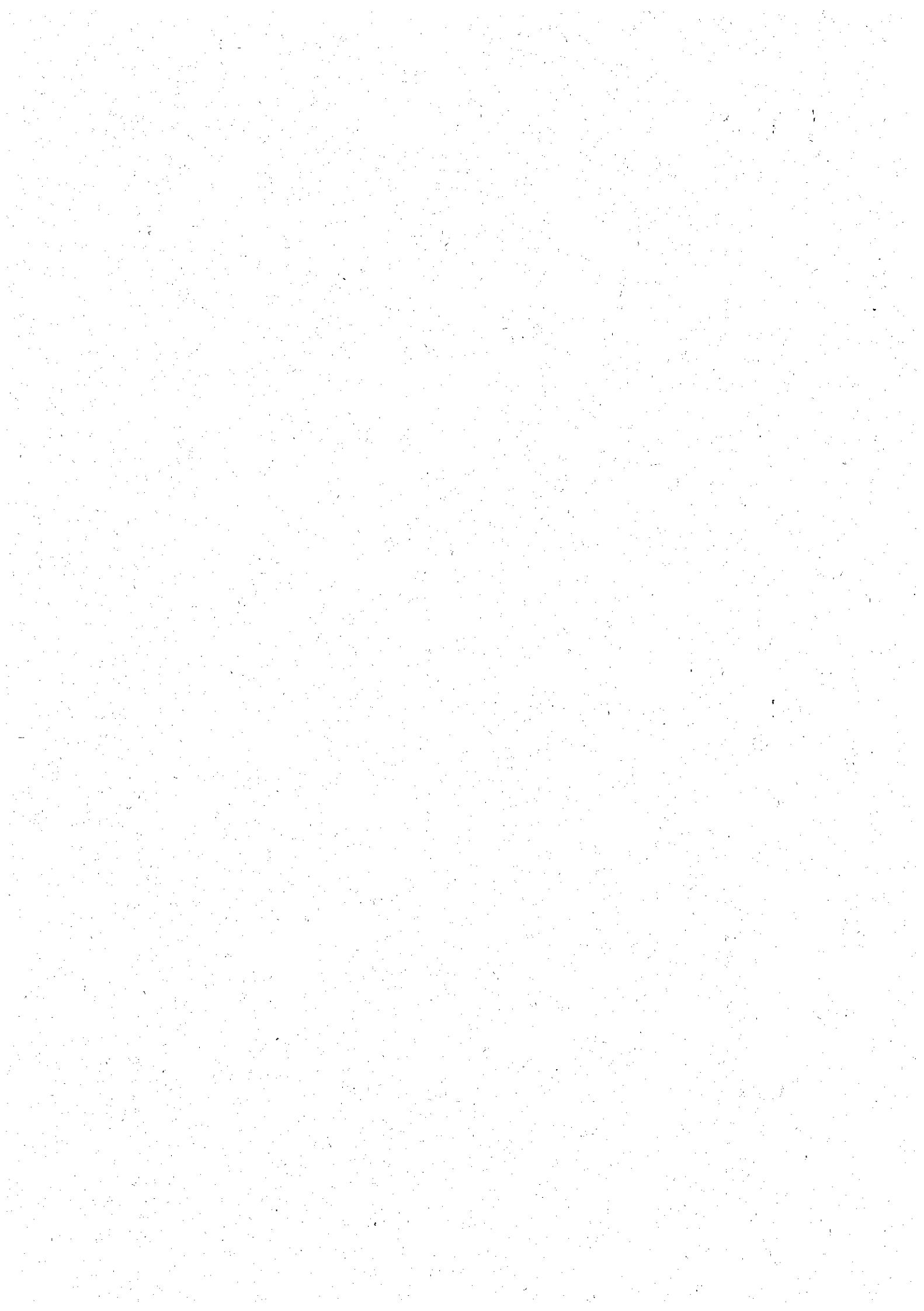
【施策の方向】

- 文化芸術活動で顕著な成果を収めた人や団体、また、文化芸術の振興に寄与した人や団体の顕彰を実施します。

【主な施策】

□ 顕彰の実施

- * 神奈川文化賞・未来賞等による顕彰の実施



<かながわ文化芸術振興計画 施策体系図>

基本目標

真にゆとりと潤いの実感できる
心豊かな県民生活の実現

文化芸術は、人間に生きる喜びを与え、人間相互の連帯感を生み出し、共に生きる社会の基盤を形成するものです。このため、文化芸術の振興により、真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな県民生活の実現をめざします。

個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展

文化芸術は、鑑賞や活動をとおして人の心を豊かにするだけでなく、文化芸術の持つ人を引き付ける魅力や社会に与える影響力などにより、多様な可能性を秘めています。こうした文化芸術の持つ力を活用して、個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展をめざします。

基本的な施策

課題

県民の文化芸術活動の充実

- 県民の文化芸術活動の充実
- 地域の伝統的な文化芸術の保存、継承、活用
- 芸術家等の育成等に関する支援等
- 文化芸術団体の育成等
- 子どもの文化芸術活動の充実
- 学校教育における文化芸術活動の充実
- 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実

次代を担う子どもたちの文化芸術体験活動の充実

高齢者等の生きがいの充足

創造的活動の推進

文化資源を活用した地域づくりの推進

- 文化芸術に関する交流の推進
- 創造的活動等の推進
- 文化資源の活用
- 景観の形成

伝統芸能の保存・継承

文化資源を活用した地域づくりの推進

文化芸術の振興を図るための環境整備

- 学校施設、公共的施設の活用等
- 県立文化施設の充実
- 情報通信技術の活用
- 文化芸術活動に対する支援の促進
- 顕彰の実施